

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2023 年 7 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運用の指図」です。

## 第 11 講 「運用の指図」

(確定拠出年金法第 25 条 ほか)

確定拠出年金制度の特徴の一つは、加入者等が自己の責任で個人別管理資産の運用の指図を行う点にあります。運用の指図に関する規定は確定拠出年金法第 25 条（運用の指図）があり、運用の指図の結果である個人別管理資産の額については第 27 条（個人別管理資産額の通知等）があります。この他、指定運用方法については別途規定が設けられています（第 9 講参照）。

まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第 25 条（運用の指図）

第 1 項 企業型年金加入者等は、企業型年金規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。

第 2 項 (略) 運用の指図 (略) は、(略) 提示された運用の方法 (略) の中から 1 又は 2 以上の運用の方法を選択し、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額を決定して、これらの事項を企業型記録関連運営管理機関等に示すことによって行うものとする。

第 3 項 企業型記録関連運営管理機関等は、運用の指図を受けたときは、政令で定めるところにより、同時に行われた運用の指図を (略) 提示された運用の方法ごとに取りまとめ、その内容を資産管理機関に通知するものとする。

第 4 項 資産管理機関は、前項の通知があったときは、速やかに、同項の通知に従って、それぞれの運用の方法について、契約の締結、変更又は解除その他の必要な措置を行わなければならない。

確定拠出年金法第 27 条（個人別管理資産額の通知等）

第 1 項 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも 1 回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない。

第 2 項 (略)

。

注) 実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第 25 条は、加入者等による運用指図がどのように行われるか、そしてどのような過程を経て運用が行われるのかに関する規定です。

第 1 項には、確定拠出年金では、加入者等が自らの個人別管理資産について運用指図を行うことが定められています。

第 2 項には、運用指図の方法が定められています。運用の指図は、運用関連運営管理機関が提示した運用の方法の中から、加入者等が 1 又は 2 以上の運用の方法を選択することによって行われます。具体的には、選択したそれぞれの運用の方法について充てる額を決定し、記録関連運営管理機関に示すことによって行われます。この点、条文では

「それぞれの運用の方法に充てる額を決定」とありますが、実務上は、「配分指定書」に配分を記載することによって運用の指図が行われます。なお、加入者等による運用の指図は、少なくとも3か月に1回行い得るものでなければなりません（確定拠出年金法第4条）。

第3項には、加入者等の運用指図を受けた記録関連運営管理機関が行うべき内容が定められています。記録関連運営管理機関は、同時に受けた運用指図を運用の方法ごとに取りまとめて、その内容を資産管理機関に通知します。この際に、運用指図の内容が、ゆうちょ銀行への預貯金等に係る運用の指図である場合は、記録関連運営管理機関は、資産管理機関に通知するとともに、ゆうちょ銀行等に運用指図を行った者の預入額等を通知しなければなりません（確定拠出年金法施行令第17条）。これは、郵便貯金等には限度額が設けられていることによるものです。例えば、郵便貯金の定期貯金の限度額は1人1,300円ですが、確定拠出年金の定期貯金による運用を行う場合は、一般の定期貯金と合算して限度額の範囲内で行わなければなりません。

第4項には、記録関連運営管理機関から通知を受けた資産管理機関が行うべき内容が定められています。資産管理機関は、記録関連運営管理機関から通知を受けたときは、通知の内容に従ってそれぞれの運用の方法について、契約の締結、変更又は解除その他の必要な措置を行わなければなりません。

確定拠出年金法第27条第1項は、個人別管理資産額の通知に関する規定です。

記録関連運営管理機関は、毎年少なくとも1回、個人別管理資産の額などを加入者等に通知しなければなりません。具体的な通知事項は、規約で定める一定の期日（今期日）における個人別管理資産額、運用の契約ごとの持分に相当する額、掛金の拠出額などです。また、この通知は、原則として書面により行うこととされています。ただし、加入者等の承諾を得た場合は、書面による通知に代えて、電磁的な方法（webなどで閲覧できるようにすること）により提供することも認められています。ただし、この場合も、加入者等がファイルに出力して書面を作成できるものとしなければなりません（確定拠出年金法施行規則第21条）。実務上個人別管理資産額の通知に該当するものとしては「確定拠出年金・残高のお知らせ」などがあり、電子版での交付を申請した場合には、webで閲覧できるようになっています。

なお、これらの規定は企業型年金に関する規定として定められていますが、確定拠出年金法第73条により、個人型年金にも準用されます。その際、「資産管理機関」は「国民年金基金連合会」に読み替えられます（実際には国民年金基金連合会から事務の委託を受けた金融機関が資産管理機関に相当する事務を行います）。個人型年金規約第95条（運用の指図の方法）、第99条（加入者等への通知事項等）などにも記載されているので確認してみると良いでしょう。

次回は、「ポータビリティ①」です。

※記載内容は2023年7月1日現在の法令に基づくものです。